

御中



損保ジャパン日本興亜

選挙活動賠償責任保険のご案内 施設所有管理者特約条項付帯 賠償責任保険

平成26年9月1日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

はじめに

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴事務所におかれましては、来るべき選挙に向け必勝体制を整え、ご準備に全力を傾注されていることと存じます。

さて、短い運動期間とはいえ多くの有権者と交流される中で、万が一事故が起きた場合のご心配もあろうかと存じます。つきましては、候補者、運動員の皆様向けに選挙活動中の損害保険をご案内申し上げますので、何卒ご高覧の上、ぜひ損保ジャパン日本興亜にご下命賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 選挙活動賠償責任保険のあらまし

この保険は選挙事務所を対象に、選挙活動中の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

< 約款構成 >

賠償責任保険普通保険約款

- + 賠償責任保険追加条項（自動付帯）
- + 施設所有管理者特約条項
- + 事故対応特別費用担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）（ オプション ）
- + 借家人賠償責任担保追加条項（選挙活動賠償責任保険用）（ オプション ）
- + 選挙活動における受託物に関する追加条項（ オプション ）

< 被保険者の範囲 >

貴社（記名被保険者）

貴社の役員および使用人

貴社の下請負人

貴社の下請負人の役員および使用人

2 3 4 は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

2. お支払いする事故

選挙事務所に法律上の賠償責任があると認められた次のような事故につき、損害賠償金を保険金としてお支払いいたします。

- ・ 選挙事務所の造作の不備で来客が怪我をした
- ・ 運動員が独自に設置したポスター、看板等の設置ミスにより通行人が怪我をした
- ・ 運動員が選挙活動中に誤って積んであった第三者の商品を崩し、その商品を壊してしまった

など

3. 保険金をお支払いできない主な事故

契約者または被保険者の故意

地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による事故

被保険者が所有、使用または管理する財物に対する事故

選挙運動員が選挙活動業務中に負った怪我などの事故

施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事による事故

自動車、船舶、飛行機、昇降機による事故

給排水管、冷暖房装置、消火栓等からの排出、漏水による財物の損壊

提供した飲食物によって生じた事故

他人から賃借または預かった物を壊した場合

など

4. 保険金額(お支払い限度額)

ご契約の型		A 型	B 型
保険金額(お支払い限度額)		1事故 5,000万円	1事故 1億円
保 険 料	補 償 期 間	1か月まで	2,060円+ (410円×運動員数)
		2か月まで	4,120円+ (820円×運動員数)
		3か月まで	6,180円+ (1,230円×運動員数)
		4か月まで	8,240円+ (1,640円×運動員数)

- (注) 1. 自己負担額は、1事故につき1万円となります。
2. 運動員数は、1日あたりの平均人数とします。なお、報酬の有無は問いません。
3. 最低保険料は、A型の場合8,000円、B型の場合1万円となります。
4. 保険料の計算について

運動員の方の予想平均人数を運動員数として保険料計算する場合は、概算保険料方式となり、保険期間終了後に確定精算が必要となります。

運動員の方が予め名簿等で特定できる場合は、名簿をご提出の上、名簿記載の人数にて保険料の計算をすることができます。この場合は確定精算は不要となります。

5. オプション

(1) 事故対応特別費用担保

前記のような事故により損害賠償請求が発生した場合、損害保険金の他に次のような費用をお支払いする特約です。

訴訟に対応するために支出した費用

例：裁判所に提出する文書作成費用、事故の原因調査費用、鑑定書作成費用など

初期対応費用

例：事故現場の保存、記録、取り片付け費用など

保険金額（お支払い限度額）：1事故/期間中 1,000万円/1,000万円

事故対応特別費用担保特約を付保した場合の保険料

ご契約の型		A 型	B 型
主契約の保険金額		1事故 5,000万円	1事故 1億円
保 険 料	補 償 期 間	1か月まで 1,730円+ (350円×運動員数)	2,160円+ (430円×運動員数)
		2か月まで 3,470円+ (690円×運動員数)	4,330円+ (860円×運動員数)
		3か月まで 5,200円+ (1,030円×運動員数)	6,490円+ (1,290円×運動員数)
		4か月まで 6,930円+ (1,380円×運動員数)	8,650円+ (1,720円×運動員数)

(2) 借家人賠償責任担保

借用した事務所（注）を次のような事故で損壊させ、建物を所有されている方に対して法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

（注）賃貸契約がなされている事務所にかぎります。

- ・火災
- ・破裂
- ・爆発

借家人賠償責任を付保した場合の保険料

保険金額(お支払い限度額)		1戸室につき 3,000万円		
建物の構造		耐火構造	非耐火構造	
保険料	補償期間	1か月まで	630円	1,850円
		2か月まで	1,270円	3,700円
		3か月まで	1,900円	5,550円
		4か月まで	2,530円	7,400円

（注） 1戸室について、主契約に加算します。複数ある場合は、「借家賠償料×戸数」となります。

(3) 受託者賠償責任担保

有償・無償を問わず借用した事務用機器を選挙事務所内外で保管、管理している間に、火災、盗難、取り扱いの不注意による破損などにより、貸し出している方に対して法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(注) 主に以下の場合には保険金をお支払いできませんのでご注意ください。(詳細は約款を参照)

- ・選挙事務所に来訪された方から預かった手荷物等が事務所内で盗難にあった
- ・選挙カーに取り付けた借用拡声器等(その自動車に定着または装備された受託物)を損壊した

保険金額(お支払い限度額)		50万円	100万円
保険料	補償期間		
	1か月まで	580円	1,170円
	2か月まで	1,170円	2,330円
	3か月まで	1,750円	3,500円
	4か月まで	2,330円	4,670円

(注) 1. 自己負担額は、1事故につき5,000円となります。

2. 保険料は、主契約に加算します。

6. 事故が生じたら

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までにご通知ください。遅滞なくご通知頂けなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - (2) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談頂きながら被保険者ご自身で交渉をすすめて頂くこととなります。

7. お問い合わせ先



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

URL : <http://www.sjnk.co.jp/>

TEL 部・支店

課・支社 【担当：***】
/ FAX



Sompo Japan
Nipponkoa